



## 新型コロナウイルス感染症に係る登園停止の期間の基準について

(R5年5月8日より適用)

参照：厚生労働省通知

〈有症状の場合〉発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日経過するまで

|               | 発症日 | 発症後 |       |       |       |       |       |      |
|---------------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|------|
|               | 0日目 | 1日目 | 2日目   | 3日目   | 4日目   | 5日目   | 6日目   | 7日目  |
| 発症後1日目に軽快した場合 | 有症状 | 軽快  | 軽快後1日 |       |       |       | 療養解除  |      |
| 発症後2日目に軽快した場合 | 有症状 | 有症状 | 軽快    | 軽快後1日 |       |       | 療養解除  |      |
| 発症後3日目に軽快した場合 | 有症状 | 有症状 | 有症状   | 軽快    | 軽快後1日 |       | 療養解除  |      |
| 発症後4日目に軽快した場合 | 有症状 | 有症状 | 有症状   | 有症状   | 軽快    | 軽快後1日 | 療養解除  |      |
| 発症後5日目に軽快した場合 | 有症状 | 有症状 | 有症状   | 有症状   | 有症状   | 軽快    | 軽快後1日 | 療養解除 |

〈無症状の場合〉検体を採取した日から5日を経過するまで

| 0日目      | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目  |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 検体を採取した日 |     |     |     |     |     | 療養解除 |

- 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、風邪症状（咳や鼻水等）が改善傾向にある事です。
- 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日経過」とは、発症した日や症状が軽快した日を0日とし、カウントします。（上記図を参照）
- 登園停止の期間については、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行による（通知）」により作成しておりますので登園停止の期間の短縮は想定されていません。